

平成 31 年 2 月 8 日

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を 改正する法律案に対する意見

全 国 市 長 会
経 済 委 員 会

標記法律案の立案に当たっては、都市自治体に新たな事務または負担の義務付けがなされることから、下記事項について十分配慮されたい。

記

1. 農地中間管理事業及び関連事業（以下「農地中間管理事業等」という。）並びに認定農業者制度の見直し内容については、国の責任において、都市自治体及び農業者や J A などの地域の関係者に対し、丁寧な説明を通じて周知徹底するとともに、その施行に当たっては十分な準備期間を確保すること。
2. 農地中間管理事業等の見直しについて
 - (1) 農地の集積・集約化の支援体制を農地中間管理事業に統合一体化するに当たっては、十分な移行期間を確保すること。
また、都市自治体や J A 等の事務負担の軽減に努めること。
 - (2) 人・農地プランの実質化に当たっては、都市自治体が同プランの作成や見直しに円滑に取り組むことができるよう、地域内での話合いの活性化や地域の現況把握、農地の集約化に係る将来方針の策定等への支援措置を講じること。
 - (3) 農業者等による地域協議の場における農業委員会の情報提供等の協力義務については、同委員会の負担に配慮し、ガイドライン等の作成など、十分な支援措置を講じること。

また、都市自治体と農業委員、農地利用最適化推進委員との連携強化に係る支援措置を講じること。

- (4) 機構集積協力金交付事業については、地域の実情に応じた取組を推進できるよう、十分な予算を確保すること。

3. 認定農業者制度の見直しについて

- (1) 農業経営改善計画の認定事務に係る国・都道府県・市町村の役割分担を明確にするとともに、都市自治体の事務負担の増加や手続の繁雑化を招かないようにすること。
- (2) 市町村の区域を超えて農用地を利用する農業者の農業経営改善計画に係る申請の受付や農業者との調整、関係市町村への迅速かつきめ細かな情報提供等については、国または都道府県が責任を持って行うこと。

以上